

英国(イギリス)の訴訟差止命令(ASI)

遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令（英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」）とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」（AASI）を申請したり、既に下された他国の裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」（Anti-Enforcement Injunction, AEI）を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は「SEP」）にかかる訴訟に関し、A国の裁判所にASIが申し立てられ、その後、B国の裁判所にAASIやAEIが申し立てられるといった事態が少なからず発生している。また、EUが、中国のASI（禁訴令）はTRIPS協定違反であると主張してWTOに提訴したこと等から、ASIが大きな注目を集めている。

ASIは、古くから、英国²において、判例法上の救済手続として認められ、発展してきたものである。ASIの適用範囲は広く、例えば、国際商取引紛争等において用いられてきた。また、ASIは、司法上の救済手続として、米国を含む英国の植民地にも広まった。英国は、ASIの本家本元であるといえ、英国のASIが米国等の外国に大きな影響を及ぼしていることから、本稿では、英国のASIについて解説することとしたい。

II 英国におけるASIの歴史的経緯及び発展

ASIは、イングランドにおいて、コモンロー裁判所（Court of Common Law）と大法官府裁判所（Court of Chancery）が並存し、管轄をめぐって争っていた時代に、大法官府裁判所により生み出されてきたものである³。ASIは、英国において国内並行訴訟を早期に解

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英国」とは、イングランド及びウェールズをいう。

³ 現在は、コモンロー裁判所とエクイティ裁判所は統一されている。但し、コモンローとエクイティは、現在でも、別々の法体系として存在し続けている。

決するための方法・手段であり、当事者が他の国内裁判所で提訴することを禁止する命令であった。

初期のイングランドの裁判所は、コモンロー裁判所と大法官府裁判所の 2 種類で構成されていた。大法官府裁判所（後のエクイティ裁判所）の設立は 14 世紀頃にまで遡り、コモンロー裁判所における硬直性、裁判官の保守性、形式主義に満ちた訴訟手続、適切な職務の遂行を妨げる司法不服従等の問題を解決するために、コモンロー裁判所に加えて創設されたのが大法官府裁判所の始まりである。したがって、訴訟競合の問題について、同一又は関連する訴訟がコモンロー裁判所と大法官府裁判所の両方で提起された場合、原告がコモンロー裁判所に内在する手続上の欠陥を利用して被告に不利益を与える場合、大法官府裁判所は、原告に対して、被告を訴えることを防止するために ASI を発令することができるものとされた。また、大法官府裁判所は、コモンロー裁判所で既に下された判決の執行に対する差止命令を下すこともできた。コモンロー裁判所と大法官府裁判所が並存し、管轄をめぐって争っていた時代には、ASI の発令は、大法官府裁判所の裁量であり、特権であった。ASI は、コモンロー裁判所に対して発令されるのではなく、コモンロー裁判所での訴訟の原告に対して発令されるのであり、原告が ASI に従わない場合、法廷侮辱罪により処罰される可能性があるものとされた。

歴史上、英国の裁判所が外国での提訴を禁じた最初の事件については、さまざまな議論があるが、1665 年の「**Lowe v. Baker** 事件」であるとする見解がある。これは、英国とイタリアの間の訴訟紛争であった⁴。また、現在の英国法における ASI の源は、1821 年の「**Bushby v. Munday** 事件」（1821 WL 2134）であるといわれている。この事件で、イングランドの裁判所は、当事者のスコットランドでの提訴を禁止した。

英国における ASI の根本にある重要な要素は、自然的正義である。「不合理で、抑圧的で、良心的でない行為」を網羅的に列挙することはできないため、個々の事件の事実関係に基づいて判断されるものとされていた⁵。

Ⅲ ASI の適用ケース及び判断基準

英国の ASI は、大きく分けて、二つのケースで適用される。一つは、契約に専属的合意管轄条項又は仲裁条項があるにもかかわらず、一方の契約当事者が当該条項に反して、契約で定められた専属的裁判管轄地又は仲裁地以外の裁判所に訴訟提起したケース（以下「契約条項違反ケース」という）である。このケースでは、契約で定められた専属的合意管轄条項

⁴ Chukwudi Paschal Ojiegbe, From West Tankers to Gazprom: Anti-suit Injunctions, Arbitral Anti-suit Orders and the Brussels I Recast, 11(2) Journal of Private International Law, 271 (2015).

⁵ Wei Yao, Kenny CHNG, Breach of Agreement versus Vexatious, Oppressive and Unconscionable Conduct: Clarifying Their Relationship in the Law of Anti-suit Injunctions, 27 Singapore Academy of Law Journal, 342 -344 (2015).

又は仲裁条項を当事者に守らせるために、英国裁判所は ASI の発令という形で、契約上の義務を履行させる手段を提供している。もう一つは、契約に専属的合意管轄条項又は仲裁条項が無い状況において、一方の当事者が外国の裁判所に訴訟提起したことが、著しく不当又は濫用的であり、正義の観点から看過できないと認められるケース（以下「不当・濫用ケース」という）である。このケースでは、もし、当事者がこのような形で司法手続を濫用することを許せば、他方当事者に計り知れないコストや不利益、あるいは判決の矛盾リスクが生じ、ひいては司法全体の公正性が損なわれるおそれがある。そのため、相手方が不当に複数国で同時並行訴訟を仕掛けたり、明らかに不適切な法域で訴えを起こしたりして原告に有利な地位を得ようとするフォーラム・ショッピングに対抗する手段として、ASI は重要な役割を果たす。もっとも、外国の司法主権に立ち入るようにも見える ASI の発令に対しては強い批判もあることから、エクイティ上の裁量権と国際礼譲のバランスをとる必要がある。そこで、不当・濫用ケースでは、英国裁判所は、一定の例外的な状況においてのみ、ASI の適用の可能性を検討・判断する。例えば、英国裁判所が紛争解決のための公平な場（*natural forum*）である場合や、外国訴訟が一方当事者に苦痛や圧迫を与える場合にのみ、ASI の発令の可否が検討される。英国裁判所は、外国訴訟が苦痛や圧迫を与えるかどうかを判断する際、原告と被告の利益のバランスをとる必要があると考える。そのバランスの判断の結果次第で、英国裁判所は ASI を発令するか拒否するかを決定する。いずれにせよ、契約条項違反ケースと不当・濫用ケースのいずれについても、根底にあるのは、「正義の実現のため必要な場合には、外国訴訟を制約し得る」というエクイティ上の理念である。

現在、英国の高等法院は、1981 年高等法院法（*Senior Courts Act 1981*）⁶の 37 条 1 項⁷の一般条項に基づき、司法上、「適切かつ妥当」（*just and convenient*）と認めるあらゆる場合に、差止命令を発する権限を有している。また、英国裁判所は、1996 年仲裁法 44 条 2 項に基づき、仲裁を支援する救済を認める権限を有する。

英国の ASI は、上記の法律規定を根拠とする裁判所の広い裁量に基づく救済でありつつも、その発令には、判例上確立された一定の判断基準がある。英国裁判所が ASI を発令するか否かを判断する際の基準は、以下のようにまとめられる。即ち、①実質的な正義を達成するためであること、②外国裁判所での訴訟が濫用的又は圧迫的（*vexatious or oppressive*）な訴訟であること、③外国裁判所での訴訟が英国裁判所の手続に対する違法な干渉を構成すること、④英国裁判所に属人的な管轄権があること、⑤ASI が効果的な救済策であること、⑥英国裁判所が当該事件につき十分な利害関係を有していることである⁸。契約に専属的合意管轄条項又は仲裁条項があるにもかかわらず、一方の契約当事者が当該条項に反し

⁶ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/54/section/37>

⁷ “The High Court may by order (whether interlocutory or final) grant an injunction or appoint a receiver in all cases in which it appears to the court to be just and convenient to do so.”

⁸ Ardavan Arzandeh. *The English Forum (Non) Convenience: Past, present, and future*. London: Oxford Hart Publishing, 2019. p.39-42.

て、契約で定められた専属的裁判管轄地又は仲裁地以外の裁判所に訴訟提起した場合は、他に特段の事情がない限り、ASI の申請が認められる可能性が高い。

IV ASI の申請手続

ASI の申請に関しては、原則として、被申請人に対する通知が必要である (inter-partes)。他方、ASI の申請が急を要するものであり、被申請人に通知する時間がない場合は、被申請人に対する通知をしないでも差し支えない (ex-parte)。但し、被申請人に対する通知をしない場合、ASI の申請者は、申請の是非に関わる全ての事実及び法的事項を含む、完全な情報開示を行う義務を負うことになる。これには、依拠した法律及び管轄条項の有効性、外国裁判所の手続における被申請人の潜在的利益、第三者に対する不利益等が含まれる。申請書には、選択した外国法に関する専門家の証拠を添付しなければならない場合もある⁹。

ASI の申請を成功させるには、迅速な対応が不可欠である。迅速さを欠くだけで、「管轄権に対する異議申立てが単なる後付けであった」、「申請者はすでに外国の管轄権に服した」、「外国の訴訟手続が進みすぎている」等と解釈され、ASI による救済が認められない可能性がある。ASI の申請が遅れた場合は、遅延の理由を説明するために、詳細な証人陳述書を提出しなければならない場合もある¹⁰。

V ASI の効果

ASI が発令されると、その被申請人（通常は、外国訴訟の原告）は直ちに当該外国での訴訟手続を中止又は取下げしなければならない。

ASI は具体的な事件を対象に発令されるが、その差止の具体的範囲は裁判所の判断で柔軟に設定される。また、ASI には、暫定的 (interim/provisional) なものと、最終的 (permanent/final) なものの 2 種類がある。暫定的 ASI は、本案判決前に一時的措置として発令されるもので、本案の進展や外国手続の状況次第で変更又は取消の可能性がある。他方、最終的 ASI は、本案審理の結論として発令され、原則としてその紛争に関して恒久的に外国訴訟を禁じる効力を有する。

被申請人が ASI を無視して外国訴訟を継続したり、新たに外国訴訟を提起したりした場合、英国裁判所は、法廷侮辱罪 (Contempt of Court) の手続を通じて制裁を科すことができる。即ち、ASI に違反した者が現在英国にいるか又は将来英国に戻る場合、又は英国に財産を有している場合、懲役・罰金等の制裁が科される可能性がある。英国の 1981 年「法廷侮辱法」(Contempt of Court Act 1981) ¹¹の 14 条¹²によると、イングランド及びウェール

⁹ <https://www.shipownersclub.com/latest-updates/publications/anti-suit-injunctions/>

¹⁰ <https://www.shipownersclub.com/latest-updates/publications/anti-suit-injunctions/>

¹¹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/49>

¹² “In any case where an inferior court has power to fine a person for contempt of court

ズの下級法院は、1 か月以下の拘禁刑及び 2,500 ポンド以下の罰金刑を科す権限を有し、また、上級法院は、2 年以下の拘禁刑及び 2,500 ポンド以下の罰金刑を科す権限を有する。

ASI は、英国裁判所が管轄権を有している限り、対人的なものであり、外国の訴訟手続を起こした当事者に対してのみ命じることができる。英国裁判所が外国の訴訟手続を妨害したり、外国裁判所に対して審理を行わないよう命じたりするものではない。外国裁判所は、事件を審理し続けることも可能である。しかし、ASI の被申請人が ASI に従えば、外国裁判所における訴訟活動を停止したり訴えの取下げを行ったりするため、外国裁判所での手続は進行不能となるか、当事者不在で終了に至る。このように、ASI は外国裁判所の手続を間接的に終了又は凍結させる効果を有する。但し、ASI の被申請人が ASI を無視し続け、外国訴訟を継続する可能性もゼロではない。その場合、外国裁判所が英国裁判所の ASI をどのように見るか（尊重するか否か）は、国によって異なる。多くの国（特に英米法系以外の国）は ASI に否定的であり、自国の司法に対する干渉と受け止めて何ら配慮しないこともあり得る。しかし、ASI の被申請人は、ASI 違反者として制裁リスクを負ってまで外国訴訟を強行するインセンティブは乏しいため、実務上は、ASI が発令されれば、ほとんどの外国訴訟は取り下げられ又は中止される。

また、ASI に違反して外国訴訟を継続した結果、外国裁判所が判決を下したとしても、当該判決は、英国では執行できない可能性が高い。なぜなら、ASI 違反により得られた外国判決は、英国裁判所の正当な権限行使を害するものと評価され、公序（public policy）違反として、承認が拒否される可能性が高いからである。また、英国裁判所は、場合によっては、執行差止命令（AEI）を発して、外国判決を英国で執行させない措置をとることもあり得る。

VI 英国の EU 加盟期間及び脱退後における ASI の状況

1 英国の EU 加盟期間（ASI の禁止）

英国は、2020 年 1 月 31 日に EU（欧州連合）を正式に脱退するまで、EU の加盟国であった。英国が EU に加盟していた当時、EU 域内での民商事事件の裁判管轄は、ブリュッセル条約及び規則によって統一的に規律されていた。ブリュッセル条約（1968 年）及びその後継のブリュッセル I 規則（Regulation (EC) No 44/2001）では、加盟国間の裁判管轄と判決承認が定められ、各国の裁判所は相互の信頼の下に協調することが求められていた。そのような背景の下で、英国の ASI は大きな問題となった。なぜなら、ブリュッセル I 規則は、「後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない」（29 条 1 項）という「先訴優先ルール」を採用していたところ¹³、もし英国裁判所が ASI により EU 域内の他国の訴訟を禁止したりする

and (apart from this provision) no limit applies to the amount of the fine, the fine shall not on any occasion exceed £2,500.”

¹³ 溜箭将之著『英米民事訴訟法』（東京大学出版会、2016 年）32 頁。

と、それはブリュッセル I 規則という EU の統一ルールを乱す可能性があるからである。

この懸念が顕在化したのが、2004 年の「Turner v. Grovit 事件」である。この事件では、英国裁判所の訴訟の被告がスペインの裁判所に並行訴訟を提起したことから、英国裁判所は ASI を発令した。これに対し、欧州司法裁判所（ECJ、現在の CJEU）は 2004 年、「ブリュッセル体制下では、一加盟国の裁判所が他加盟国の裁判手続を差し止めることは許されない」との判断を下した。理由は、各加盟国裁判所が自国の管轄権を自主的に判断する権利を侵害し、規則の根幹である相互信頼と管轄調整メカニズムを損なうから、というものであった。言い換えると、ブリュッセル I 規則の下では、EU 加盟国相互間では ASI は禁止されるということが明らかとなった。この判決は英国司法界に衝撃を与え、以降、EU 域内の当事者に対する ASI は、申請自体が門前払いされるようになった。

さらに、2009 年の「Allianz SpA v. West Tankers 事件」では、イタリアの裁判所で仲裁合意を無視した訴訟が提起されたことから、英国裁判所は、仲裁合意尊重のため ASI を発令する意向であった。しかし、ECJ は、「たとえ紛争の本質が仲裁に関するものであったとしても、イタリアでの訴訟がブリュッセル規則の適用範囲に属する限り、裁判所による ASI は許されない」と判示した。この結果、EU 加盟国の裁判所相互間では、仲裁合意を守るための ASI も禁止されることが明らかとなり、英国裁判所は仲裁合意違反に対する有効な手立てを失った。そのため、West Tankers 事件の ECJ 判決に対しては、英国司法界から強い批判が巻き起こった。その後も ECJ の West Tankers 事件の判例は維持されたため、英国裁判所は、EU 加盟国相手には ASI を発令しないという自己抑制を継続した。ブリュッセル規則の 2012 年改正によっても、英国裁判所の ASI の問題は解決されなかった。

2 英国の EU 脱退（ASI の復活）

2020 年 1 月 31 日に英国が正式に EU を脱退（ブレグジット）したことで、上記のブリュッセル規則による ASI 禁止の枠は外れることになった。ブレグジット移行期間が終了する 2020 年 12 月 31 日の経過により、英国の裁判管轄に関するルールが変更された。即ち、英国はもはやブリュッセル規則を適用せず、EU 加盟国との間でも一般の国際民事訴訟法原則（及び一部はハーグ条約）が適用されるのみとなった。これにより、英国裁判所は再び、EU 加盟国の訴訟との関係でも、ASI を発令できる立場となった¹⁴。

実際、2021 年以降、いくつかの事例で、EU 加盟国の当事者に対する ASI の申請がなされ、英国裁判所は「もはやブリュッセル規則による制約はない」と明言し、通常の基準に従い判断を行い、ASI を発令した。このように、英国の ASI は、EU 加盟期間においては、ブリュッセル規則により封じられていたが、2021 年以降、再び、英国裁判所は EU 加盟国の訴訟において ASI を発令することができるようになった。

¹⁴ なお、ブレグジットによる変更の影響を緩和するため、英国は 2021 年 1 月 1 日から、「裁判所選択協定に関する 2005 年ハーグ条約」（ハーグ 2005）に加盟した。

3 ロシアの ASI への対抗措置 (AASI 及び AEI)

近時、ロシアのウクライナ侵攻を理由に英国を含む諸外国がロシアに対し経済制裁を課しているところ、ロシア裁判所の ASI への対抗措置として、英国で AASI 及び AEI が申し立てられる事例が増加している。

ロシアでは、ロシア仲裁手続法第 248 条の導入により、制裁の結果として紛争が生じた場合、制裁を受けたロシア企業が関与する紛争について、ロシア裁判所が専属管轄権を有することとされた。当該規定は、紛争をロシア国外で解決するための仲裁合意や裁判管轄条項を無効にするためにも使われている。ロシア裁判所は、当事者が外国で訴訟又は仲裁の手続を継続することを阻止する ASI を認めている。ロシア裁判所の ASI には、ASI 不遵守に対する多額の金銭的罰則が含まれており、異なる法域の裁判所からの競合する命令に直面した企業は、困難な立場に追い込まれる。以上のことから、英国裁判所では、ロシアの ASI への対抗措置として、AASI の申請が増加している。この分野における最近の最も重要な判例の一つが、2024 年の「Magomedov v. PJSC Transneft 事件」である。この事件で、Magomedov は、Transneft に対して英国裁判所で訴訟を開始した。これに対し、Transneft はロシア裁判所から ASI を取得し、Magomedov に対し、英国での訴訟を取り下げなければ多額の金銭的制裁を受けることを主張した。英国の高等法院は、ロシアの ASI の潜在的な影響を認識し、Magomedov による申請を認め、①Transneft が Magomedov に対しロシアの ASI を執行することを阻止する AASI、及び②Transneft によるロシアの ASI に関連する罰則の執行を阻止する AEI を発令した。Magomedov 事件では、契約上合意された裁判管轄地が存在しないにもかかわらず、英国裁判所は ASI を発令し、外国の ASI が紛争の公正な解決を脅かすような特定のケースにおいては、ASI の発令が認められる可能性があることを示した。この事件では、英国裁判所で裁判管轄権に関する異議申立てが後日行われる予定であったため、英国が紛争の自然な場であるか否はまだ決定されていなかった。にもかかわらず、管轄権に関する異議が解決されるまで、ロシアの ASI の執行を阻止するため、英国裁判所は、暫定的に AASI と AEI の発令を認めた¹⁵。

また、英国裁判所は、仲裁地が英国外であるケースにおいても、ASI を発令することがある。2024 年の「UniCredit Bank GmbH v. RusChemAlliance LLC 事件」では、英国最高裁判所は、パリでの国際商業会議所 (ICC) 仲裁に関する仲裁合意に違反するロシア裁判所での訴訟手続に対し、ASI を発令した。この事件で争点の一つとなったのは、仲裁地が英国ではない場合にも、英国裁判所が ASI を発令できるか否かという点であった。英国最高裁は、仲裁合意が英国法に準拠するものである場合、外国の仲裁地が選択されたこと自体は、英国裁判所が ASI を発令することの妨げにはならないと判示した。本判決は、仲裁自体が英国外で行われる場合であっても、仲裁合意の当事者はその取り決めに従うべきであるという原則を支持するものである¹⁶。

¹⁵ <https://www.ibanet.org/English-courts-reinforce-power-to-grant-anti-suit-injunctions>

¹⁶ <https://www.ibanet.org/English-courts-reinforce-power-to-grant-anti-suit-injunctions>

Ⅶ 標準必須特許紛争における ASI 及び AASI

1 総説

近年、標準必須特許（SEP）に関する訴訟において、ASI や AASI が発令される事案が増えており、世界的に議論的となっている。「標準必須特許」とは、ある標準を実施するのに必須の特許のことである。とくに無線通信技術の分野で、標準必須特許に関する国際的な法的紛争が多く生じている。標準必須特許の権利者は、一般的に、「公平で合理的かつ無差別」（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）な条件（FRAND 条件）でライセンスする旨を宣言（FRAND 宣言）することが多い。しかし、具体的にどのくらいの金額・率であれば、「公平で合理的かつ無差別」といえるかは、法令等には一般的で明確な基準は規定されていないため、ケースバイケースで判断する必要がある。また、標準必須特許が多数の国に係る国際標準である場合、ライセンスも多数の国における実施を認めるグローバルなものになる。すると複数の国の裁判所が国際裁判管轄権を有することになり、実質的に同一の訴訟が複数の国の裁判所に提起され係属するという国際訴訟競合（国際並行訴訟）の状況が生じやすい。このように、標準必須特許に係る実質的に同一の事案について複数の国の裁判所で標準必須特許訴訟が提起され、並行して各訴訟の審理が進み、各国の裁判所で異なる内容の判決が下された場合、極めて不合理かつ複雑な事態が生じる。国によっては、自国の企業が外国裁判所から不利な判決を受けることを防ぐために、裁判所が標準必須特許の紛争事件について裁判管轄権を積極的に主張する傾向が見られる。そこで、ある国の裁判所が ASI を発令すると、他の国の裁判所が AASI を発令するというように、対抗手段の応酬となることが少なくない。

2 標準必須特許紛争における ASI の紛争事件

英国における標準必須特許紛争で ASI が申し立てられた事件としては、2018 年の「Conversant 対 Huawei・ZTE 事件」がある¹⁷。

本件は、標準必須特許を保有するルクセンブルク法人 Conversant Wireless Licensing S.A.R.L.（以下「Conversant」という）が、ZTE Corporation（中国法人。以下「ZTE 中国」という）によって中国の深圳市中级人民法院に提起された訴訟を差し止めるため、イングランド及びウェールズ高等法院に ASI を申し立てた事案である。

本件の背景として、2017 年 7 月 24 日、Conversant は Huawei 及び ZTE の中国法人及び英国法人を相手取り、同社が保有する 4 件の英国特許の侵害を理由に英国で訴訟を提起し、あわせて世界各国にまたがる SEP ポートフォリオについて、FRAND（公正・合理的・非差別的）条件でのライセンスの裁定を求めた。Conversant は、過去数年にわたって ZTE

¹⁷ <https://www.bristows.com/app/uploads/2020/02/2018-EWHC-2549-Ch-Conversant-Wiress-v-Huawei-ZTE.pdf>

とグローバル FRAND ライセンスに関する交渉を行ってきたが、進展がないまま ZTE がライセンスを取得せずに製品販売を継続していると主張した。

これに対し、ZTE 中国は、2018 年 1 月、中国の深圳市中級人民法院に、Conversant の保有する中国 SEP についての FRAND 料率の裁定を求める訴訟（以下「深圳訴訟」という）を提起した。この深圳訴訟は、Conversant が把握していたものの、正式な訴状送達は 2018 年 7 月 11 日になされた。

Conversant は、深圳訴訟の中には、英国の訴訟手続やその主張自体を非難し、英国訴訟の実効性を妨害するような記載（以下「Targeted Claims」という）が多数含まれていると主張した。例えば、①Conversant のライセンス提案が FRAND 原則に違反するとの宣言的救済、②Conversant による「不公正、不合理、差別的価格設定行為」の差止、③英国訴訟が中国の司法主権と国際礼譲に反するという記載である。Conversant は、これらの記載は「不当（vexatious）かつ抑圧的（oppressive）」であり、英国裁判所の管轄及び手続の妨害にあたるとして、2018 年 8 月 7 日・8 日の両日にわたって ASI の審理を求めた。

ZTE 中国は当初、深圳訴訟における訴えの修正に消極的であったが、英国裁判所での審理が進む中で、審理の 2 日目に至り、より包括的な譲歩を行い、深圳訴訟の請求の一部削除や修正、さらには英国訴訟への干渉をしないという法的拘束力ある確約を提示した。その結果、2018 年 8 月 17 日、Conversant と ZTE との間で和解的合意が成立し、ASI 申請自体は取り下げられたが、Conversant はそれまでの訴訟費用の支払を求めたため、英国裁判所は費用負担についての法的判断を行うこととした。

英国裁判所の Carr 判事は、決定書の中で、深圳訴訟の中で問題となった Targeted Claims（具体的には、英国訴訟手続への干渉、英国判決の執行妨害、FRAND 義務違反との非難等）は、ZTE が英国裁判所での訴訟を妨害し、また英国裁判所の判断を無力化しようとする意図を含む「不当かつ抑圧的」なものであり、本来であれば ASI を発令するのが相当であるが、ZTE の全面的譲歩によって ASI の実質的目的が達成されたため、ASI の発令は不要となったに過ぎないと判示した。そして、2018 年 10 月 2 日、ZTE 中国に対し、Conversant の訴訟費用（弁護士費用等）の支払を命じる決定を下した（但し、ZTE の英国法人は中国訴訟に無関係であるため、全体費用から 5%を控除した）。

2020 年の「Unwired Planet v. Huawei 事件」の英国最高裁判決¹⁸は、英国の裁判所がグローバルの範囲での標準必須特許ライセンスの FRAND 条件について判断することができることを認めるものであった¹⁹。同判決は、Huawei の主張（Huawei の中国特許については中国の法院が管轄すべきである等）を退けたが、このことが後になって、中国の法院が、グローバルの範囲での標準必須特許ライセンスの FRAND 条件について判断することがで

¹⁸ Unwired Planet v. Huawei, UK Sup Ct., 8/26/2020.

¹⁹

<https://supremecourt.uk/uploads/Unwired Planet International Ltd and another Respondents v Huawei Technologies UK Co Ltd and another Appellants 1a83113499.pdf>

きるとの判断を下したり、中国の法院が ASI（禁訴令）を積極的に発令したりするようになる契機となったといわれている。

3 標準必須特許紛争における AASI の紛争事件

英国における標準必須特許に関する AASI の紛争事件としては、2019 年の「IPCom v. Lenovo 事件」のイングランド及びウェールズ高等法院判決がある²⁰。

IPCom（ドイツの特許管理会社）と Lenovo は、IPCom が権利を有する標準必須特許を使用するライセンス料率等の問題について交渉していたが、合意に達しなかった。そこで、Lenovo は、標準必須特許のライセンス料率を確定するためにカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に IPCom を提訴するとともに、ASI を申請した。それに対して、IPCom も、Lenovo がその特許権を侵害しているという理由でイングランド及びウェールズ高等法院に提訴した。新たな訴訟を提起することを阻止するため、IPCom はその後、イングランド及びウェールズ高等法院に、Lenovo の提訴行為を制限するよう AASI を申請した。その結果、イングランド及びウェールズ高等法院は、2019 年 11 月、AASI を発令した。AASI 発令の理由は、以下のとおりである。

①国際礼譲の原則について検討すると、AASI の発令は、米国裁判所にほとんど影響を及ぼさず、米国裁判所の権限を侵害しない。まず、係争内容の観点からいえば、両裁判所の係争内容には大きな違いがあり、米国裁判所の係争内容は標準必須特許の特許ライセンス料であるが、英国での訴訟理由は特許侵害である。また、ASI の有効性の観点からいえば、英国裁判所が発令した AASI の効力は、英国の部分にのみ及ぶだけであり、米国における判決の効力とは関係がない。

②英国裁判所は、主に、所在地等の客観的かつ実地的な管轄権の連結点を考慮し、係属中の特許の有効性と侵害について最も適切な裁判所はどこかという点を検討することにより、管轄権の合理性を決定する。ヨーロッパにおける特許権侵害訴訟が英国裁判所によって判断されることは適切であり、英国裁判所は当然、管轄裁判所であると認定されるべきである。

③英国裁判所は、権利保護と自由の観点から公平性と正義を評価するところ、Lenovo が提起した反訴は、実際には IPCom が米国外で特許権を主張する権利を奪うものである。米国裁判所の ASI の効力と範囲は合理的な制限を超え、明らかに双方の権利に不公平が生じる。

④英国裁判所が AASI の発令により、当事者の訴訟行為を英国法の規制の対象とするとは、英国裁判所による司法主権の保護を反映している。

以上の結果、Lenovo は米国での ASI 申立てを取り下げ、各国での紛争は終結した。

VIII おわりに

²⁰ <https://www.bristows.com/app/uploads/2020/02/2019-EWHC-3030-Pat-IPCom-v-Lenovo.pdf>

英国の ASI は、歴史的には、コモンロー裁判所と大法官府裁判所の間の相克に由来し、その後、専属管轄・仲裁合意があるケースでよく利用されるようになったが、EU 加盟期間には大きな制限を受け、そしてブレグジットにより再び自由度を得るという揺れを経験した。同時に、SEP 紛争の増加やロシアへの経済制裁という新たな状況において、ASI はますます重要なものとなっている。そして、ASI は、英国だけではなく、米国や中国等の裁判所により適用されるようになった。

近時、世界のさまざまな国における標準必須特許紛争事案において、ASI や AASI が発令される事態が多く発生しているが、現在のところ、このような事態に対する有効な解決策は見出されていない。複数の国の裁判所で ASI や AASI が発令されるようなケースでは、それぞれの国・裁判所に優劣は無いのであるから、實際上、当事者間で和解による解決を図るのが最善の方策となるであろう。実際、多くの標準必須特許紛争事案において、紛争当事者同士の協議に基づき、和解による解決がなされている。

もちろん、ASI に対しては各国のスタンスの違いが存在することを念頭に置く必要がある。英国で一般に正当とされる ASI も、外国（とくに、大陸法系諸国）では受け入れられない可能性があり、時に国際政治や司法間の緊張を生むこともある。しかし、グローバルに事業を展開する企業にとって、自社に不利な裁判地での訴訟リスクを軽減し、公平な紛争解決を図る手段として、ASI は無視できない選択肢である。本稿で取り上げた英国の ASI の概要と問題点を踏まえ、適切に ASI を活用し又は対処することで、国際紛争における自社の地位を有利に保つことが可能となる。今後も、英国の ASI の動向については注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.16397』（経済産業調査会、2025 年、原題は「世界の訴訟差止命令（ASI） 第 1 回 英国」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。